



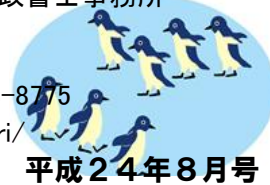
服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

## 服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail:hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。



# 下がり続ける国民年金保険料納付率

## ◆国民年金保険料納付率が最低を更新

厚生労働省が7月5日に発表した調査結果によると、2011年度の国民年金保険料納付率は58.8%と、2010年度の59.3%をさらに下回り、最低を記録しました。

納付率は、1991年と翌1992年の85.7%をピークに下がり始め、1997年に制度維持に必要とされる80%を下回り、その後2005年の若年者納付猶予制度導入により一時回復しましたが、翌2006年以降下がり続けています。



2012. 7. 14

## ◆若年層ほど納付率が低い

年齢層別では、「20～24歳」50.05%、「25～29歳」46.13%、「30～34歳」49.63%、「35～39歳」55.57%、「40～44歳」57.06%、「45～49歳」59.42%、「50～54歳」65.16%、「55～59歳」71.83%となっています。

若年層ほど納付率が低くなっています。その原因として以下の2点が考えられます。

- ①非正規労働者の増加により、年収が低くて保険料を納めたくても納められない人の増加
- ②高い保険料に比べ、将来安心して暮らせる年金が保障されていない状況があること

## ◆国民年金加入者の収入の低さは別の調査結果からも明らか

同じく厚生労働省が9日に発表した公的年金加入者の所得状況の調査結果によると、国民年金第1号被保険者平均年収は159万円。第2号被保険者である厚生年金保険加入者、共済年金加入者平均年収は426万円。

国民年金第1号被保険者の収入は、年金受給者の189万円をも下回っており、これは、従来自営業者を中心に構成されていた被保険者が、現在では約6割を無職・非正規労働者で占めるまでになっていることの影響があります。

## ◆今後についてひとこと

- ①低収入で保険料が払えない人に対して、もれなく免除制度の案内をし、申請を大きく促進すること
- ②「国民年金を20年納付したら65歳から月5万円の年金が受給できる。40年納付したら月10万円受給できる。厚生年金加入者は報酬比例部分の年金がプラスされる」等、明確で信頼できる年金制度をつくること

## 賞与からの社会保険料・雇用保険料の控除のしかた (料率改正にご注意ください!)

### ●社会保険料の控除額は下記の計算式で算出してください

標準賞与額×社会保険料率(健康保険・厚生年金保険)

◎標準賞与額＝賞与総額から1,000円未満を切り捨てた額。健康保険は年間540万円・厚生年金保険は1ヵ月150万円が上限

※健康保険料……介護保険に**該当する人**(40歳以上65歳未満の人)＝**1,000分の57.65**

介護保険に**該当しない人**(上記以外の人)＝**1,000分の49.9**

※厚生年金保険料…**1,000分の82.06**

### ●雇用保険料の控除額は下記の計算式で算出してください

賞与の総支給額×雇用保険料率

※雇用保険料率→一般の事業…… **1,000分の5** 土木・建築他の事業……**1,000分の6**

◎被保険者負担分に1円未満の端数が生じた場合は、端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合切り上げとなります

## 当事務所 お盆休みのお知らせ

お盆休み…8月13日(月)～15日(水)

※8月16日(木)より通常通りとさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

### 雇用保険・社会保険の適正な資格取得を!

パート・アルバイトでも、**週の労働時間が20時間以上**で**31日以上**の雇用見込みがある人は、**雇用保険**に加入しなければならない場合があります。

労働時間・労働日数が**フルタイムの人の3/4以上**となる場合は、原則として**社会保険(健康保険・厚生年金保険)**加入の義務が生じます。

**手続きなどに関するご相談は当事務所まで**

